

東京都市計画景観地区の決定（葛飾区決定）

都市計画柴又地域景観地区を次のように決定する。

名称		柴又地域景観地区			
位置		葛飾区柴又一丁目、柴又三丁目、柴又四丁目、柴又五丁目、柴又六丁目、柴又七丁目、金町三丁目及び金町浄水場各地内			
面積		約132.24ha			
地区の 区分	名称	第1地区	第2地区	第3地区	
	面積	約3.65ha	約30.83ha	約97.76ha	
<p>【共通事項】</p> <p>本地区は、柴又帝釈天や歴史的建造物を中心とした柴又界限として親しみある街並み景観が広がっている。こうした歴史的・文化的な魅力ある風景・景観を残し、本地区の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、「葛飾柴又の文化的景観保存計画」において文化的景観として位置づけられている。このため、参道や江戸川土手から見る調和の取れた柴又の風景・街並みの保全、参道の歴史的で情緒ある街並み景観の維持、歴史を感じさせる調和のとれた街並み景観の継承を基本方針に、建築物の外観、形態意匠、色彩について地区別事項に適合し、かつ、周辺景観との調和に十分に配慮するものとする。</p>					
建築物の 形態意匠の 制限	<p>【地区別事項】</p> <p>○帝釈天題経寺と門前からなる空間</p> <p>帝釈天境内は、建築物、彫刻、庭園などから構成され、その空間は、新築・増築・移築・転用等、柴又地域の歴史と重ね合っ変遷してきた。また、参道周辺は、帝釈天と調和しながら生業の変化に伴い改変されてきた下町らしい参道景観が残っている。</p> <p>こうした特徴を活かしながら、帝釈天境内の景観形成を図るとともに、地域住民が守り繋いできた伝統的な情緒や雰囲気継承する参道周辺の街並み景観を推進する。</p>		<p>【地区別事項】</p> <p>○帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部空間</p> <p>江戸時代の農地開発に関わり古くからある江戸川沿いの居住地と、近代農村として発達した国分道沿いの居住地から構成され、歴史的な寺社や旧家が存在している。また、帝釈天への参詣道のうち、特に帝釈天参道付近は、第1地区の門前景観の雰囲気をうかがわせている。</p> <p>こうした旧家や寺社、門前等の歴史を感じさせる要素と調和した街並み景観の継承に努める。</p>		
				<p>【地区別事項】</p> <p>○大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間</p> <p>現在、住宅地であるこの地区は、江戸時代の開削された柴又用水の痕跡が残る。また、大正から昭和初期にかけて行われた耕地整理事業や土地区画整理事業により現在の道路基盤の原型が整えられるとともに、河川改修に伴う寺社や旧家の移転地になる等、低地開発の経緯を示す代表的な場所から構成されている。</p> <p>このことから、今も残る農地や旧家、道・用水跡・河川等、低地開発の経緯や歴史と調和した街並み景観の形成に努める。</p>	

建築物の
形態意匠の
制限

【帝釈天境内の建築物等】

- 1 帝釈天境内は、邃溪園等の大樹に囲まれた緑豊かで開放的な景観の保全を図る。
- 2 敷地が道路に接する部分は、塀等を巡らせ建築物が直接道路に面さないようにする。
- 3 帝釈天境内の建築物や門、塀、玉垣等の改修時は、その配置や形状を活かす等、現況の風情や味わいのある雰囲気壊さないよう配慮する。
- 4 帝釈天境内外周は、境内から周囲の建物が見えないように樹木を積極的に植え、剪定時は、高さや枝ぶりに配慮する。
- 5 境内の動線の工夫、門や建物入口前に適度な空間を確保する等、地域住民及び来訪者にとって地域の核として開かれた空間となるよう配慮する。
- 6 「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の重要な構成要素に位置づけられた建築物等は、前項1～5に加えて、当該保存計画の保存要件に適合するものとする。
- 7 前項1～5に適合しない建築物等で、柴又地域文化的景観に一定の配慮があると区長が認めたものについては、この限りではない。

【建築物等】

- 1 参道から見る調和の取れた街並みを保全するため、参道に面する建築物の背景となる建築物は帝釈天と調和のとれた景観形成を図る。
- 2 江戸川土手から見る街並みを保全するため、緑化に努め、帝釈天の緑との調和を図る等、景観形成に配慮する。
- 3 屋根、屋上部に設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮する。
- 4 建築物の外観（外壁、屋根、建具等）の色彩は、周辺環境と調和したものとし、蛍光色のほか次に掲げる色彩を使用しない。
なお、色相及び明度、彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とする。
 - ・ 外壁、建具等は、自然素材や自然素材の風合いのある素材を活かしたものを除き、表－8、表－9に掲げる色彩。ただし、各立面の2割未満の部分については、この限りではない。

表－8

色相	明度
R (赤) 系	2 以下
5.0YR (黄赤) ～5.0Y (黄)	
N (無彩色)	
その他	

表－9

色相	彩度
R (赤) 系	12 以上
5.0YR (黄赤) ～5.0Y (黄)	
その他	

建築物の
形態意匠の
制限

【帝釈天境内以外の建築物等】

- 1 参道から見る調和の取れた街並みを保全するため、参道に面する建築物に加え、その背景となる建築物も含めて帝釈天と調和のとれた景観形成を図る。
- 2 江戸川土手から見る街並みを保全するため、緑化に努め、帝釈天の緑との調和を図る等、景観形成に配慮する。
- 3 屋根、屋上部に設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮する。
- 4 建築物の外観（外壁、屋根、建具等）の色彩は、周辺環境と調和したものとし、蛍光色のほか次に掲げる色彩を使用しない。

なお、色相及び明度、彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721 に定められた規格とする。

- ・ 外壁、建具等は、自然素材や自然素材の風合いのある素材を活かしたものを除き、表-1、表-2に掲げる色彩。ただし、各立面の2割未満の部分については、この限りではない。

表-1

色相	明度
R (赤) 系	2 以下
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	
N (無彩色)	
その他	

- ・ 屋根（勾配屋根）については、銅版葺きを除き、表-10、表-11 に掲げる色彩。

表-10

色相	明度
R (赤) 系	9 以上
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	
N (無彩色)	
その他	

表-11

色相	彩度
R (赤) 系	14 以上
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	

- 5 「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の重要な構成要素に位置づけられた建築物等は、前項1～4に加えて、当該保存計画の保存要件に適合するものとする。
- 6 前項1～4に適合しない建築物等で、柴又地域文化的景観に一定の配慮があると区長が認めたものについては、この限りではない。

建築物の
形態意匠の
制限

表-2

色相	彩度
R (赤) 系	12 以上
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	
その他	

- 屋根（勾配屋根）については、銅版葺きを除き、表-3、表-4に掲げる色彩。

表-3

色相	明度
R (赤) 系	9 以上
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	
N (無彩色)	
その他	

表-4

色相	彩度
R (赤) 系	14 以上
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	

- 参道に面する建築物は、屋根や外壁等に和風の自然素材や風合いが感じられる素材を使用する等、帝釈天の雰囲気や境内の緑と調和のとれたものとする。
- 参道に面する建築物の外観（外壁、屋根、建具等）の色彩は、第4項の規定に加えて、既存建築物の色彩を尊重するとともに、次に掲げる色彩を推奨する。
なお、色相及び明度、彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721 に定められた規格とする。

建築物の
形態意匠の
制限

- ・ 外壁、建具等は、自然素材や自然素材の風合いのある素材を活かしたものを除き、表-5に掲げる色彩。ただし、各立面の2割未満の部分については、表-6に掲げる色彩を使用できるものとする。

表-5

色相	明度	彩度
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	4以上 8.5未満	8以下
	8.5以上	3以下
N (無彩色)	4以上	—

表-6

色相	明度	彩度
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	—	8以下
N (無彩色)	1以上	—

- ・ 屋根 (勾配屋根) については、銅版葺きを除き、表-7に掲げる色彩。

表-7

色相	明度	彩度
5.0YR (黄赤) ~5.0Y (黄)	2以上 6以下	2以下
N (無彩色)		—

- 7 「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の重要な構成要素に位置づけられた建築物等は、前項1~6に加えて、当該保存計画の保存要件に適合するものとする。
- 8 前項1~6に適合しない建築物等で、柴又地域文化的景観に一定の配慮があると区長が認めたものについては、この限りではない。

「位置、区域、地区の区分については、計画図表示のとおり」

理由：柴又地域の歴史的・文化的な魅力を後世に継承するため策定する「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の実効性を高め、地域資源を生かした魅力ある景観の保全・誘導を一層推進していくため景観地区を決定する。